

# 定 款

社会福祉法人恒勝会

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業 イ 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業 イ 老人デイサービス事業の経営  
ロ 老人介護支援センターの経営  
ハ 老人短期入所事業の経営

### (名 称)

第2条 この社会福祉法人は、社会福祉法人恒勝会（以下「恒勝会」という。）という。

### (経営の原則)

第3条 恒勝会は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 恒勝会の事務所を茨城県水戸市青柳町3796番地に置く。

## 第2章 役員及び職員

### (役員の数)

第5条 恒勝会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事の互選により、理事のうちから、理事長、副理事長各1名を選任する。

3 理事長は、恒勝会を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

### (役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

### (役員選任等)

第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、恒勝会の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 恒勝会の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

8 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、副理事長がその職務を代理する。

2 理事長、副理事長ともに事故あるときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次にその職務を代理する。

3 理事長(副理事長又は他の理事が理事長の職務を代理する場合を含む。)個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び恒勝会の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び茨城県知事に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に

出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 恒勝会に、職員若干名を置く。

2 恒勝会の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第13条 評議員会は、13名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

5 議長は、その都度評議員の互選で定める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 評議員会の議決について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告

(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(3) 定款の変更

(4) 合併

(5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）

(6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定

(7) その他、恒勝会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則としてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、恒勝会の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、恒勝会の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

#### 第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第18条 恒勝会の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 茨城県水戸市青柳町3796番所在の

特別養護老人ホームの敷地 1筆 (993平方メートル)

(2) 茨城県水戸市青柳町3797番所在の

特別養護老人ホームの敷地 1筆 (992平方メートル)

(3) 茨城県水戸市青柳町3798番所在の

特別養護老人ホームの敷地 1筆 (994平方メートル)

(4) 茨城県水戸市青柳町3798番地所在の特別養護老人ホームの建物

鉄筋コンクリート造2階建1棟 (1,977.13平方メートル)

(5) 茨城県水戸市青柳町3796番地所在の

鉄筋コンクリート造平屋建設備棟1棟 (58.24平方メートル)

(6) 茨城県水戸市河和田町4126番の201所在の

特別養護老人ホームの敷地 1筆 (4,650平方メートル)

(7) 茨城県水戸市河和田町4126番の130所在の

特別養護老人ホームの敷地 1筆 (232平方メートル)

(8) 茨城県水戸市河和田町4126番地の201所在の特別養護老人ホームの建物

鉄筋コンクリート造平屋建1棟 (2,505.32平方メートル)

3 運用財産は、基本財産及び公益事業財産以外の財産とする。

4 公益事業財産は、第27条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、茨城県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、茨城県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第20条 恒勝会の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第21条 恒勝会は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第22条 恒勝会の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第23条 恒勝会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2カ月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから理事会の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、恒勝会が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 恒勝会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第25条 恒勝会の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会で定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第5章 公益を目的とする事業

(種 別)

第27条 恒勝会は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 指定訪問看護事業

(2) 居宅介護支援事業

2 前項の事業の経営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金がでた場合の処分)

第28条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、恒勝会の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解 散)

第29条 恒勝会は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第31条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、茨城県知事の認可を受けなければならない。

## 第7章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、茨城県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を茨城県知事に届け出なければならない。

## 第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第33条 恒勝会の公告は、社会福祉法人恒勝会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞等に掲載して行う。

(施行細則)

第34条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

付 則

この法人の設立当初の役員は、第4条第2項、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後、遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事（理事長）	嶋津 恒雄
理事（副理事長）	立枝 勝美
理事	小山 稔
理事	嶋津孝二郎
理事	二方 周
理事	立枝 功男
理事	松下 博
理事	松葉 慶博
監事	上田 淳
監事	西牧 正夫

2 この法人の設立当初の会計年度は、第22条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成2年3月31日までとする。

付 則

(施行期日)

昭和63年	7月12日	設立認可
平成5年	5月18日	一部変更認可
平成6年	7月26日	一部変更認可
平成7年	5月25日	一部変更認可
平成9年	5月22日	一部変更認可
平成10年	6月11日	一部変更認可
平成11年	5月10日	一部変更認可
平成11年	6月25日	一部変更認可
平成11年	12月24日	一部変更認可
平成13年	5月23日	一部変更認可
平成14年	12月19日	一部変更認可
平成17年	1月14日	一部変更届出
平成20年	1月15日	一部変更認可
平成21年	6月25日	一部変更届出
平成23年	1月5日	一部変更認可

(施行期日)

1 この定款は、茨城県知事の認可を受けた日から施行する。

(経過措置)

2 この定款の施行の日前に委嘱されている評議員の任期は、定款16条の規定にかかわらず、平成10年7月13日までとする。



## 定款変更の経過

- 1 平成3年12月26日受理（同年11月9日申請）  
青柳の建物を基本財産に編入する届出。その他、準則の改定に伴う文言の整理
- 2 平成5年4月8日認可（平成4年7月13日申請）  
第1条2号の事業の種類に「ロ 老人短期入所事業（ライフピア青柳）」を追加。その他文言の整理
- 3 平成6年7月21日認可（5月2日申請）  
準則の改定に伴う文言の整理
- 4 平成7年6月2日認可（6月1日申請）  
第1条2号の事業の種類に「ハ 老人介護支援センター（ライフピア青柳）」を追加  
\* 6月1日「在宅介護支援センター運営事業業務委託契約」を水戸市と締結
- 5 平成9年6月11日認可（5月26日申請）
  - (1) 資産の区分「基本財産、運用財産」を「基本財産、運用財産、公益事業財産」の3種に
  - (2) 公益事業として「訪問看護ステーション」の規定を追加（現：第5章）
- 6 平成10年5月8日認可
  - (1) 理事の定数 10名を6名に
  - (2) 評議員会を設置 評議員の定数を13名に
- 7 平成10年6月11日認可（5月28日申請）
  - (1) 第1条1号に「ロ 特別養護老人ホームライフピア河和田」を追加
  - (2) 同条2号に「二 老人デイサービス事業（ライフピア河和田）」を追加
- 8 平成11年5月10日認可（4月6日申請）
  - (1) 第1条2号に「ホ 老人短期入所事業（ライフピア河和田）」を追加
  - (2) ライフピア河和田の施設設置に伴い（現）第18条2項に敷地、建物の所在、面積事項を追加
- 9 平成11年6月25日認可（6月15日申請）  
「勤務実態にそぐわない役員報酬は支給しない。」旨の規定を追加（現：8条）
- 10 平成11年12月24日認可（12月9日申請）  
公益事業に「居宅介護支援事業」を追加（現：27条）
- 11 平成13年5月23日認可（5月10日申請）  
定款準則の改定に伴う文言の整理（全体的に）
- 12 平成14年12月19日認可（12月16日申請）  
特養河和田の敷地の一部を道路用地として水戸市に寄付したことに伴う財産の変更  
4126番地201の面積「4,672㎡」を「4,650㎡」に（現：13条）
- 13 平成17年1月14日受理（1月11日届出）  
青柳の建物の増築及び再測量による基本財産の変更（面積の変更）
  - (1) 3798番地所在の建物の面積「1,807㎡」を「1960.33㎡」に
  - (2) 3796番地所在の建物の面積「37.24㎡」を「58.24㎡」に

- 14 平成20年1月15日認可（平成19年12月27日申請）
  - (1) 第1条で事業の種類及び各施設の名称で規定していた社会福祉事業を、事業の種類ごとの記述に改正
  - (2) 第28条の「収益」を「剰余金」に改正
  - (3) その他準則の改定に伴う文言の整理
- 15 平成21年6月25日受理（6月24日届出）  
青柳の建物の増築による基本財産の変更（面積の変更）  
3798番地所在の建物の面積「1960.33㎡」を「1977.17㎡」に
- 16 平成23年1月5日受理（12月28日届出）定款準則の改定に伴う文言の整理